

## 平成29年第1回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第7号）

平成29年3月16日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第16号 那須塩原市企業立地促進条例の制定について  
議案第17号 那須塩原市企業立地審議会条例の制定について  
議案第18号 那須塩原市農業委員会委員候補者選考委員会条例の制定について  
議案第19号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について  
議案第20号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
議案第21号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第22号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第23号 那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について  
議案第24号 那須塩原市税条例等の一部改正について  
議案第25号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第26号 那須塩原市手数料条例の一部改正について  
議案第27号 那須塩原市ふるさと寄附条例の一部改正について  
議案第28号 那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について  
議案第29号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の一部改正について  
議案第30号 那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について  
議案第31号 那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について  
議案第32号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の廃止について  
議案第33号 那須塩原市副市長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の廃止について  
議案第34号 那須塩原市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止について  
議案第35号 訴えの提起について  
議案第36号 訴えの提起について  
議案第38号 国土利用計画那須塩原市計画について  
議案第39号 第2次那須塩原市行財政改革推進計画について  
議案第40号 那須塩原市公共施設等総合管理計画について  
議案第41号 第3次那須塩原市男女共同参画行動計画について  
議案第42号 那須塩原市結婚サポート総合戦略について  
議案第43号 那須塩原市第3次定員適正化計画について  
議案第44号 那須塩原市公共工事コスト縮減に関する行動計画の変更について

議案第 4 5 号 第 2 期那須塩原市環境基本計画について  
 議案第 4 6 号 那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画について  
 議案第 4 7 号 第 3 期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画について  
 議案第 4 8 号 第 3 期那須塩原市健康いきいき 2 1 プランについて  
 議案第 4 9 号 第 2 次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画について  
 議案第 5 0 号 元気アップアグリプランについて  
 議案第 5 1 号 ミルクタウン戦略について  
 議案第 5 2 号 那須塩原市立地適正化計画について  
 議案第 5 3 号 第 2 次那須塩原市道路整備基本計画について  
 議案第 5 4 号 那須塩原市教育振興基本計画について  
 議案第 5 5 号 第 2 期那須塩原市生涯学習推進プランについて  
 議案第 5 6 号 第 2 期那須塩原市子どもの読書活動推進計画について  
 議案第 5 7 号 第 2 期那須塩原市青少年プランについて  
 議案第 5 8 号 那須塩原市スポーツ推進基本計画について  
 請願・陳情等について

(各委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 2 議案第 7 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計予算  
 議案第 8 号 平成 2 9 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算  
 議案第 9 号 平成 2 9 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度那須塩原市介護保険特別会計予算  
 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市下水道事業特別会計予算  
 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算  
 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算  
 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算  
 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度那須塩原市水道事業会計予算

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 報告第 6 号 専決処分の報告について〔和解〕  
 (報告)

日程第 4 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 8 号)  
 (提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 5 発議第 1 号 那須塩原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について  
 (提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 6 発議第 2 号 地方議会議員の厚生年金への加入についての意見書の提出について  
 (提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 7 所管事務調査報告について

(報告)

日程第 8 議会活性化検討特別委員会の活動報告について

日程第 9 放射能対策検討特別委員会の活動報告について

日程第 10 庁舎建設検討特別委員会の活動報告について

日程第 11 総合計画審査特別委員会の活動報告について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

副市長	片桐計幸	教育長	大宮司敏夫
企画部長	藤田輝夫	企画政策課長	小泉聖一
総務部長	和久強	総務課長	菊池敏雄
財政課長	中山雅彦	生活環境部長	山田隆
環境管理課長	臼井一之	保健福祉部長	菊地富士夫
社会福祉課長	田代正行	子ども未来部 部長	藤田恵子
保育課長	高久幸代	産業観光部長	藤田一彦
農務畜産課長	久利生元	建設部長	君島勝
都市計画課長	稲見一美	上下水道部長	邊見修
水道課長	釣巻正己	教育部長	伴内照和
教育総務課長	富山芳男	会計管理者	松江孝一郎
選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	稲見一志	農業委員会 事務局長	佐藤章
西那須野 支所長	関谷正徳	塩原支所長	印南良夫

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 邊 秀 樹

課長補佐兼  
議事調査係長 福 田 博 昭

議事調査係 室 井 良 文

議事課長 増 田 健 造

議事調査係 長 岡 栄 治

議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（中村芳隆議員） おはようございます。  
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は26名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

- 議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎追加議案の議会運営委員長報告、  
質疑

- 議長（中村芳隆議員） ここで、昨日、議会運営委員会が開催されておりますので、追加議案の取り扱いについて、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、20番、山本はるひ議員。

〔議会運営委員長 山本はるひ議員登壇〕

- 議会運営委員長（山本はるひ議員） 皆様、おはようございます。

これより議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、3月15日午前9時より、第4委員会室において、委員8名、正副議長、副市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会において、初日の委員長報告で既に追加予定として報告をいたしました1件の報告案件のほかに、新たな追加議案として補正予算案件1件が市長より提出されます。この議案の取り扱い

については、本日、即決扱いといたします。

次に、議会提出後追加案件としては、議員発議による地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についての1件が予定されます。この議案の取り扱いについては、本日、即決扱いといたします。

以上が、議会運営委員会における審査の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

- 議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

- 議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

追加議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員長報告のとおりといたします。

—————◇—————

◎議案第16号～議案第36号及  
び議案第38号～議案第58号  
並びに請願・陳情等の各常任委  
員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（中村芳隆議員） 日程第1、議案第16号から議案第36号まで及び議案第38号から議案第58号までの42件並びに請願・陳情等についてを議題と

いたします。

ただいま申し上げました議案42件及び請願・陳情等については、関係常任委員会に付託してあります。各常任委員長は、一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。10番、松田寛人議員。

〔総務企画常任委員長 松田寛人議員登壇〕

○総務企画常任委員長（松田寛人議員） それでは、総務企画常任委員会の審査経過と結果についてご報告をいたします。

平成29年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正及び廃止案件10件、計画に関する案件7件の合計17件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月7日、8日の2日間、第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長と課長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第19号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは、育児または介護を伴う職員の早出遅出勤務の取り扱いについて質疑があり、執行部からは、勤務時間の時間帯をずらして勤務するものとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第19号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 那須塩原市職員の育児休

業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第20号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、条例改正において人事院勧告に含まれていない改正点はあるかとの質疑があり、執行部からは、子にかかる扶養手当を国では平成29年度から8,000円、平成30年度から1万円に引き上げるところ、本市においては子育ての観点から、平成29年度から1万円とすることに改正するものとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第22号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第23号 那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号 那須塩原市税条例等の一部改正について申し上げます。

総務部課税課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、平成31年10月から適用にな

る本条例を今回改正する理由はとの質疑があり、執行部からは、消費税10%が2年半延期されたことにより、平成28年11月の地方税法の一部改正に伴い条例改正するものであるが、軽自動車税においては大きな改正となるため、市民に前もって周知する必要もあることから、今回改正するとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第24号 那須塩原市税条例等の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号 那須塩原市ふるさと寄附条例の一部改正について申し上げます。

企画部企画政策課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、ふるさと寄附金を財源として行う事業について、全て市の事業に該当するということなのかとの質疑があり、執行部からは、寄附者に使用目的を指定していただき、寄附をいただいている。本条例の第2条で寄附金を財源として行う事業の区分があり、その中でも、その他、市長が必要と認める事業という項目があり、指定なしといった区分になる。ほとんどの方が事業の指定なしの区分で寄附していただいているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第27号 那須塩原市ふるさと寄附条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号 那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは、団員報酬の見直しについて、大田原市の額を参考にしたとの説明があったが、同じ報酬額なのかとの質疑があり、執行部からは、団員報酬額については、県内類似団体及び那須地区消防組合の中の団との比較を行った上で

も低い状況にあった。団員の処遇改善のため、報酬額については大田原市を参考にした。基本的に同じだが、団長については2,000円ほど高いとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第31号 那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の廃止について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第32号 那須塩原市長の給料月額の特例に関する条例の廃止については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号 那須塩原市副市長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の廃止について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第33号 那須塩原市副市長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の廃止については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号 那須塩原市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止について申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第34号 那須塩原市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 国土利用計画那須塩原市



計画について申し上げます。

企画部企画政策課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは、市土の利用区分別ごとの規模の目標ということで、基準年が平成26年で目標年が平成38年となっているが、農用地がマイナス303ha、森林がマイナス204haとした目標の設定の理由はとの質疑があり、執行部からは、トレンド推計に基づき、前回の計画の目標期間、平成16年から平成26年の実績の推移から、人口減少率を掛けて推計値を出し、目標値として設定したとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第38号 国土利用計画那須塩原市計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第39号 第2次那須塩原市行財政改革推進計画について申し上げます。

企画部企画政策課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、改革の柱、持続可能な行財政運営について安定的な財政基盤の確立するとあり、そのための公平・公正な使用料、手数料のあり方の検討とあるが、どのように検討していくのかとの質疑があり、執行部からは、受益者負担の適正化の項目の使用料と手数料の見直しを考えている。使用料を原価計算といった形で計算するだけではなく、施設にかかる経費に対し、個人負担として幾ら負担してもらえば適正なのかを計算しなければいけない。使用料が上がるところもあれば下がるところもあると考えられるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第39号 第2次那須塩原市行財政改革推進計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号 那須塩原市公共施設等総合管理計画について申し上げます。

企画部企画政策課の審査において、執行部から

の説明に対し、委員から、公共施設等の維持管理、修繕、更新に必要な財源が1年間で43億円不足するところを、施設保有総量25%削減などにより不足分を賄うことができるとの説明があったが、市内の310施設の25%削減した場合の市民に与える影響は考慮して設定したのかとの質疑があり、執行部からは、310の施設の中には既に廃止になっている施設も含まれている。まだ、解体しないだけで維持費用がかかっている施設もある。解体費用を捻出できれば削減につながる。また、施設によっては貸し出すなどすることにより、市が直接維持管理しなくなることで削減できると考えている。使用している施設を25%削減するのではなく、可能なものから実施し、来年から43億円削減していくのではないので、計画的に行っていく必要があるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第40号 那須塩原市公共施設等総合管理計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第41号 第3次那須塩原市男女共同参画行動計画について申し上げます。

企画部市民協働推進課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、市職員の課長以上の女性管理職の割合について、那須塩原市8.2%となっているが、この数値をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、栃木県の平均が6.1%に対し本市が8.2%で平均を上回っている状況だが、県内には本市よりも高い自治体もあるので、さらに上げられるよう努力が必要であると考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第41号 第3次那須塩原市男女協働参画行動計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第42号 那須塩原市結婚サポート総合戦略について申し上げます。

企画部市民協働推進課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは、施策の目標設定の中で、平成33年までに企業内結婚サポーターの確保5人、地域結婚サポーターの確保15人とした目標値の根拠はとの質疑があり、執行部からは、結婚施策を推進していく上で、行政だけではなく、市内の企業との連携が必要であり、企業内のサポーターは5年で最低でも5人は必要と考えている。また、地域結婚サポーターについては、県の未来サポートクラブの中にも地域結婚サポーターがいて、市内の方で8名いるが、その方になっていただけのよう検討している。5年後は最低でも15人は確保したいと考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第42号 那須塩原市結婚サポート総合戦略については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第43号 那須塩原市第3次定員適正化計画についてを申し上げます。

総務部総務課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは、計画における目標設定値の考え方の中に、本市の職員数は類似団体との比較において、減員の余地がうかがえるとあるが、その根拠についての質疑があり、執行部からは、類似団体については人口と産業構造を基準として全国の市町村を幾つかのグループ分けした。那須塩原市との類似団体は全国85団体で、人口1万人に対する職員数は、その85団体で比較した場合に、平均よりも職員数が多かったため、減員の余地がうかがえるとの表現にしたとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第43号 那須塩原市第3次定員適正化計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第44号 那須塩原市公共工事コスト削減に関する行動計画の変更について申し上げ

ます。

総務部契約検査課の審査においては、執行部からの説明に対し、委員から特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第44号 那須塩原市公共工事コスト削減に関する行動計画の変更については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

9番、伊藤豊美議員。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（伊藤豊美議員） おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成29年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件2件、計画案件8件、陳情1件の合計11件であります。

これらを審査するため、去る3月7日、8日、10日の3日間、第4委員会室において、委員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、保健福祉部国保年金課所管の議案第25号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、課税限度額の引き上げに伴い、条例の一部改正を行うということだが、改正により影響のある世帯と影響額は幾らかとの質疑があり、執行部からは、医療分で657世帯、1世帯平均

9,900円の増額、後期高齢者分で799世帯、1世帯平均2万4,800円の増額、介護分として678世帯、1世帯平均2万8,800円の増額となる。なお、世帯によっては医療分のみ上がる世帯や医療と後期が上がる世帯など異なるとの答弁がありました。

また、委員からは、負担がふえた結果、収入は幾ら増加すると見込まれるのか何うとの質疑があり、執行部からは、現在の調定をもとに算出すると4,580万円程度を予想しているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第25号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第28号 那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第28号 那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部社会福祉課所管の議案第47号 第3期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画について申し上げます。

委員からは、前回の計画の勉強会の内容と変更点について何うとの質疑があり、執行部からは、地域座談会から出た主な課題として、災害時の避難や対応が必要という項目を記載していたが、精査したところ、災害だけでなく防犯についても不安を持っていることから、防災・防犯について不安があると変更し、あわせて対象公民館も変更したとの答弁がありました。

審査の結果、議案第47号 第3期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

続きまして、保健福祉部健康増進課所管の議案第48号 第3期那須塩原市健康いきいき21プランについて申し上げます。

委員からは、肥満傾向にある幼児の割合をカウプ指数16.5以上にある幼児の割合から18.0以上にある幼児の割合に変更した理由を何うとの質疑があり、執行部からは、カウプ指数18.0以上とはやり過ぎの範疇に当たる、より肥満傾向が高い幼児となり、国・県の指標と整合性をとったものであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第48号 第3期那須塩原市健康いきいき21プランについては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、子ども未来部子育て支援課所管の議案第49号 第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画について申し上げます。

委員からは、DV防止につながる人権教育が大切であると計画の中でも記載があり、小中学校の人権教育を平成27年度の15校から目標として30校にする計画であるが、学校も時間的な制約があり難しいと考えるが、どのように達成するのかとの質疑があり、執行部からは、計画の策定にも教育委員会がかかわっており、より推進していくための連携を今後も続けていく考えであるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、小中学校のDV教育は専門家でも難しくデリケートな部分を扱うので、教育を行う人たちの育成にしっかり手当てをしてほしいとのご意見がありました。

審査の結果、議案第49号 第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部教育総務課所管の議案第54号 那須塩原市教育振興基本計画について申し上げます。

委員からは、具体的施策のいじめや不登校の問題の改善に対する指標として、小学校、中学校の不登校出現率を掲げているが、目標値はどのように設定したのか伺うとの質疑があり、執行部からは、現状として県内の平均値を少し上回る状況にあるため、平成17年度から26年の10年間の県の平均を下回るように設定したものである。本市の傾向としては改善傾向にあり、小中一貫教育の成果があらわれてきていると捉えているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第54号 那須塩原市教育振興基本計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部生涯学習課所管の議案第55号 第2期那須塩原市生涯学習推進プランについて申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第55号 第2期那須塩原市生涯学習推進プランについては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部生涯学習課所管の議案第56号 第2期那須塩原市子どもの読書活動推進計画について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第56号 第2期那須塩原市子どもの読書活動推進計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部生涯学習課所管の議案第57号 第2期那須塩原市青少年プランについて申し上げます。

執行部の説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第57号 第2期那須塩原市青少年プランについては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、教育部スポーツ振興課所管の議案第58号 那須塩原市スポーツ推進基本計画について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑、意見等はなく、審査の結果、議案第58号 那須塩原市スポーツ推進基本計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」について現行制度の継続を求める意見書提出に関する陳情書について申し上げます。

委員からは、高齢化の進展に伴いふえ続ける社会保障費の抑制は、財政健全化の観点から避けて通れない課題である。所得に応じて医療費の自己負担額に上限を設ける高額療養費制度について、一定以上の収入がある高齢者には自己負担額をふやし、住民税非課税の人は据え置く見直しである。現行制度を続けることは、財政健全化に無責任であると考えため、不採択と考えるとの反対討論がありました。

また、ほかの委員から、後期高齢者医療は、高齢者だけを分離した医療制度で、今後、段階的に引き上げられることが、社会保障と医療制度の改革の中でうたわれている。今後みんなが医療費を払えなくなることが危惧されるため、この陳情を採択すべきと考えるとの賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」について現行制度の継続を求める意見書提出に関する陳情書については、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

す。

○議長（中村芳隆議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

7番、櫻田貴久議員。

〔建設経済常任委員長 櫻田貴久議員登壇〕

○建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設経済常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告をいたします。

平成29年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の制定案件3件、一部改正案件4件、計画等案件6件、その他の案件2件と陳情1件でございます。

これらを審査するため、去る3月7日、8日及び10日に、第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第16号 那須塩原市企業立地促進条例の制定について申し上げます。

産業観光部商工観光課の審査において、委員から、この条例案が今、出てきたことに何か具体的な要因があるのかとの質疑があり、執行部からは、特にこの時期ということではないが、かねてから現在の工場誘致条例では奨励措置が低いということで、新たな条例を制定することによって、さらなる企業の誘致と雇用の拡大を図るということであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第16号 那須塩原市企業立地促進条例の制定については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 那須塩原市企業立地審議

会条例の制定について申し上げます。

産業観光部商工観光課の審査において、委員からは特に質疑、意見等はなく、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 那須塩原市農業委員会委員候補者選考委員会条例の制定について申し上げます。

農業委員会事務局の審査において、委員からは特に質疑、意見等はなく、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

農業委員会事務局の審査において、委員から、農業委員会の会長や委員について、月額になっているが、年間どのくらい業務があるのかとの質疑があり、執行部からは、この金額を算出するために、平成27年度の実績から年間の業務量を出し計算した。業務機会が20人で1年間に1,357回ということになっているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第21号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号 那須塩原市手数料条例の一部改正について申し上げます。

建設部建築指導課の審査において、委員からは特に質疑、意見等はなく、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の一部改正について申し上げます。

産業観光部商工観光課の審査において、委員からは特に質疑、意見等はなく、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 那須塩原市企業職員の給

与の種類及び基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

上下水道部水道課の審査において、委員から、この改正がなされることによって、この条例に基づいて休暇を取得する方は対象者としてはいるのかとの答弁があり、執行部からは、今回、企業職員ということだが、一部一般職員についても同じ改正をしている。水道課において育児休業を要する対象者もいる。また、介護休暇、介護支援に当たる者も、それらがなされるかはまだこれからのことであるが、対象者はいるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第30号 那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第35号 訴えの提起について申し上げます。

建設部都市整備課の審査において、委員から、未払いについて、相手方が言う支払わない理由というのは何かとの質疑があり、執行部からは、当事者としては、ほかのものに収入を使っていたのだと思うが、こちらとして合理的な理由というものは把握していないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第35号 訴えの提起については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第36号 訴えの提起について申し上げます。

建設部都市整備課の審査において、委員から、使用料相当額の損害金の支払いを求めるということだが、その場合の使用料の考え方はどの質疑があり、執行部からは、今回の使用料相当額の計算の方法は、市営住宅家賃算定の中で近傍同種家賃算定というのものが、それと同等の金額が今回

の損害賠償請求の使用料相当額の算定根拠となっているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第36号 訴えの提起については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第45号 第2期那須塩原市環境基本計画について申し上げます。

生活環境部環境管理課の審査において、委員から、環境マネジメントシステム構築事業所数について、目標値の設定の根拠はどの質疑があり、執行部からは、目標値については、達成可能プラスもう少し頑張ればできるというような目標値としているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第45号 第2期那須塩原市環境基本計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号 那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画について申し上げます。

生活環境部環境対策課の審査において、委員から、今回の延命化計画の中で3つのパターンが出されているが、4つ、5つということではなく、当初から3つのうちの1つを選択するということと検討されたということかとの質疑があり、執行部からは、施設そのものは約20年もつだろうと考えられており、15年ぐらいたってから延命化が入ってくるという中で、3つくらいで十分効果について比較ができるということで、初めて3つのパターンということであったとの答弁がありました。すみません。

○議長（中村芳隆議員） 若干暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（中村芳隆議員） 会議を再開いたします。

○建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） それでは、すみません。

以上、審査の結果、議案第46号 那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号 元気アップアグリプランについて申し上げます。

産業観光部農務畜産課の審査において、委員から、シルバーファーマー制度のリニューアルについて、希望があれば今後は若い方々もこの制度ののち研修を受けられるのかとの質疑があり、執行部からは、今までは年齢が60歳前後というところで募集をかけていたが、平成29年度はそこを撤廃し、誰でも市民の方は参加くださるということで案内しているとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、このプランの作成に当たってアンケート調査を実施したとのことだが、その結果を農家に知らせたかとの質疑があり、執行部からは、まだ知らせていない。今後、このアグリプランの議決後、こういったプランが作成されたということでホームページに載せたり、地区の推進委員等、重立ったところに冊子を配布し周知を図りたいと考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第50号 元気アップアグリプランについては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号 ミルクタウン戦略について申し上げます。

産業観光部農務畜産課の審査において、委員から、さまざまな新規の事業が掲げられているが、これら内部で検討された中で出してきた戦略なのかとの質疑があり、執行部からは、酪農業団体、生産者ら市民男女を含めて14名で、生乳生産本州

一を生かしたまちづくり計画策定懇談会というものをつくり、こういった生産者の方からの意見を頂戴したとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、このミルクタウン戦略は、後にホームページ等にアップしたり、配布するのかとの質疑があり、執行部からは、ホームページへのアップと冊子の酪農関係者等への配布をしたいと考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第51号 ミルクタウン戦略については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号 那須塩原市立地適正化計画について申し上げます。

建設部都市計画課の審査において、委員から、若い世代が土地の価格等から、中心から外へ行くという傾向があり、またアパート等も外へ行く傾向が強いと思うが、どのように考えているかとの質疑があり、執行部からは、土地が安いほうへ行く傾向は確かにあるが、居住の誘導についてさまざまな庁内の検討会においていろいろなインセンティブを今、検討していただいている。内側に住んでいただくインセンティブをしっかりと用意し、そのような誘導をしたいと思っているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第52号 那須塩原市立地適正化計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号 第2次那須塩原市道路整備基本計画について申し上げます。

建設部道路課の審査において、委員から、4つの整備基本方針の説明の中で、厳しい財政状況という説明があったのは、計画上は限られた道路整備財源の中でという表現のところでのよいかとの質疑があり、執行部からは、そうであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第53号 第2次那須塩原市道路整備基本計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第2号 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情について申し上げます。

委員からは、予算概算要求で計上された予算額の確保を図るという点は、既に国において予算は衆参各委員会の中で審議される状況になっている。また、公共建物等の木造化については国土交通省の事業で補助というようなものも既にできている。陳情者である栃木地域森林労連は国の林業行政に携わっている方たちであるので、みずから国に提案等をして実施するという手順でいくべきもので、それに応援という意味での意見書であればわかるが、そういった意味合いではないので採決すべきと考えるとの意見がありました。

採決の結果、陳情第2号 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情については、委員全員一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 建設経済常任委員長長の報告が終わりました。

以上で、各委員長長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長長の報告に対し、質疑を許します。

3番、相馬剛議員。

○3番（相馬 剛議員） それでは、福祉教育常任委員長長の報告に対し質疑をいたします。

議案第58号 那須塩原市スポーツ推進基本計画についてですが、33ページ、スポーツ施設の整備というところで、スポーツ施設整備計画に基づきという文言と、(2)の総合スポーツ活動拠点、総合スポーツゾーンの整備検討事業というふうになっておりますが、現在進行中のスポーツ施設整備計

画については、スポーツ施設の拠点化を目的とするというふうなことでうたっておったと思います。そこで、(2)で総合スポーツ活動の拠点の整備を検討するという事業だということではありますが、これまで拠点化を図ってきたスポーツ施設整備計画と、それを総合化——総合スポーツゾーンという、総合化を図るというふうには、これは方針の変更もあり得るというような内容に受け取ることもできますが、そうした議論はなされなかったのか、お伺いいたします。質疑、意見等はなしというようになご説明でしたが、よろしくお願ひします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

9番、伊藤豊美議員。

○福祉教育常任委員長（伊藤豊美議員） 委員会の中では、今、指摘されたことについては話し合いは、先ほど言いましたように、委員会の中では特に意見、質疑等はなかったことです。

以上です。ありませんでした。

○議長（中村芳隆議員） 14番、眞壁俊郎議員。

○14番（眞壁俊郎議員） 建設経済常任委員長にお伺いをいたします。

陳情第2号 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情についてであります。委員会の中の先ほどの審議内容につきましては理解をいたしました。このほか、他の委員から意見、討議等があったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

7番、櫻田貴久議員。

○建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） 報告のとおりでありまして、他の委員からは何らございませんでした。

○議長（中村芳隆議員） 14番、眞壁俊郎議員。

○14番（眞壁俊郎議員） この陳情は、12月議会において継続審査となったものかと思っております。継続審査をした理由について、これ、調査を



したいというようなことだったと思いますが、この委員会の中で調査についての審議とか議論はなされたのかどうか、確認いたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

7番、櫻田貴久議員。

○建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） それでは、眞壁議員の今のことについて答弁をしますが、まず最初に継続になった経緯を説明したいと思います。

陳情書について、栃木地域森林労連というところから出されており、この労働組合そのものが林野庁の関係するところの労働組合にあり、実際に国の施策等に携わるところの職員でつくる労働組合から、市町村、地方のほうに陳情をという形で出されてきた趣旨をもう少し調査してみたい。また、平成29年度概算要求で計上された予算の確保を図るようというので書かれているが、概算要求がどのようなものがされているのか、これらについてもまだまだ調べる必要があると思い、継続審査としたい。

もう一方、本来こういう陳情は各地域に森林組合があるわけで、森林組合の方々から諮ってもらおう。そういった各森林組合の意向を踏まえて、両者でこういった陳情が出てくるということであるならば違和感はないと思う。また、森林環境税、これは仮称で、まだ導入されておらず、ここの部分をもうちょっと調べないとわからないという気がすると継続にしたいという意見がございました。

なお、採決の結果、全員一致で継続審査となりました。それは議員もご承知だと思います。

なお、各委員各自で研究も進めており、常任委員会全体として1月17日に農林整備課立ち会いのもと、勉強会を実施しました。勉強会の内容としては、近隣自治体の審査の状況や森林・林業基本計画に関する計画等について勉強をいたしました。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 14番、眞壁俊郎議員。

○14番（眞壁俊郎議員） 再度お伺いしますが、その内容について、前回の委員会の中では全く意見、討論等は出なかったということによろしいでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

7番、櫻田貴久議員。

○建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） 先般、説明したとおりで、全員一致で不採択になっていますので、その前段のところは委員の人が理由を言っただけで、それが認められて不採択という形になりました。もちろん議論はしました。

○議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第16号から議案第36号まで及び議案第38号から議案第58号までの42件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第16号から議案第36号まで及び議案第38号から議案第58号までの42件については、各常任委員長報告はいずれも原案可決であります。

採決いたします。

議案第16号から議案第36号まで及び議案第38号から議案第58号までの42件については、各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第36号まで及び議

案第38号から議案第58号までの42件については、  
原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願・陳情等に入ります。

陳情第2号 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情について、討論を許します。

14番、眞壁俊郎議員。

〔14番 眞壁俊郎議員登壇〕

○14番（眞壁俊郎議員） 「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情について、採択の賛成討論をいたします。

日本の林業は国土の約3分の2を占め、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の生産など、多面的機能を有しております。その多面的機能を通じて国民生活にさまざまな恩恵をもたらす緑の社会資源であり、その多くは戦後、先人の努力により、植栽、保育されたものです。その森林の半数以上の人工林がシバヅキであり、森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えており、過去に経験したことのない新たな段階に入っております。

このように大きな転換期を迎えた森林を適切に整備、保全しつつ循環利用することは、森林保全培養と森林生産力の増進を図るだけでなく、国土保全等の公益的機能を維持、向上させ、ひいては環境負荷の少ない社会の形成、伝統的または新たな木の文化の継承と創造に大きな役割を果たすも

のであります。

那須塩原市の森林状況は、森林総面積として3万8,424haを有しており、市総面積の5万9,274haのうち65%を占めており、まさに日本の森林状況と同じであります。

本市としても豊富な森林資源の循環利用を確立させ、森林の公益的機能の維持、増進を図るとともに、林業、木材関連産業を振興させることは重要な課題であります。森林・林業木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にあります。

「森林・林業基本計画」の推進を求める陳情は、平成29年度の予算の確保を図ること、地方財政措置の充実を図ること等の財政面、また人材育成に向けた人的支援、地域材の安定供給体制の確立並びに促進利用、山村地域における雇用の拡大、改善、林業労働力の育成、確保、労働安全対策の強化、公的森林整備の拡充などを国に求めるものであります。那須塩原が進める環境基本計画や森林整備計画等の推進にも利するものであります。

本陳情の建設経済常任委員会の審議において、国の平成29年度予算については、衆参各委員会で審議をされている状況で、間に合わない状況との理由で不採択となりましたが、国の平成29年度予算審議は現在も審議中であり、また、平成29年度予算には補正予算もあることから、陳情趣旨は十分満たされているものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第2号について、建設経済常任委員長報告は不採択です。

採決いたします。

陳情第2号について、採択することに賛成の議

員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第2号については不採択と決しました。

次に、陳情第3号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」について現行制度の継続を求める意見書提出に関する陳情書について、討論を許します。

23番、平山啓子議員。

〔23番 平山啓子議員登壇〕

○23番（平山啓子議員） 公明クラブ、平山啓子でございます。

陳情第3号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」について現行制度の継続を求める意見書提出に関する陳情書に不採択の討論を行います。

高齢化の進展に伴って、ふえ続ける医療や介護などの社会保障費の抑制は、財政健全化の観点から避けて通れない課題ですが、年金が頼りの高齢者や闘病が続く人などにとっては、大きな影響があるだけに、慎重に検討しなければなりません。財政の悪化を防ぎ健全化を進める観点から、その伸びを一定程度に抑えることが求められております。所得に応じて医療費の自己負担額に上限を設ける高額療養費制度における70歳以上の自己負担限度額の見直しが行われました。この見直しでは、所得の低い人の負担増を避けるため、住民税非課税の人は従来どおりに据え置かれました。

厚労省は当初、対象者が約1,240万人にのぼる一般区分——これは年収が370万円未満で住民税課税の方の区分に対し、外来の限度額を現在の月1万2,000円から月2万4,600円に、2倍以上も引き上げる案を提示しました。しかし、一般には年金生活者の大半が含まれます。社会保障費の伸びは簡単に抑えられるかもしれませんが、これでは

対象者への影響が大き過ぎます。慎重な検討の結果、一般の外来の限度額を2017年8月から月1万4,000円に、2018年8月から月1万8,000円になり、引き上げ幅を厚労省が提示した金額の半分以下になりました。さらに、限度額の年間上限を新設し、現行の限度額の12月分に当たる14万4,000円とし、これにより年単位で見れば上限額は変わらないこととなります。

一方、一定以上の収入がある高齢者の方には相応の負担をお願いすることとなります。ただ、年をとれば医者にかかる回数もふえ、介護の必要性が出てくる可能性も高くなります。そうした実情を十分に考慮することが大前提となっています。

また、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は、低所得者の保険料の均等割部分を9割、または8.5割軽減する特例を当面継続。保険料の所得割部分を5割軽減する特例は、経過措置を設けた上で2018年度に解消する方向となっています。財政健全化を理由に社会保障費の削減ばかりに目を向けるようでは、市民の理解を得られません。とはいえ削減反対を叫ぶだけでは財政の舵取りを担う議会として余りに無責任ではないでしょうか。市民の暮らし、市民の財政を守り抜く使命、責任があると思います。

よって、陳情第3号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」について、現行制度の継続を求める意見書提出に関する陳情書に不採択といたします。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

○11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

陳情第3号「高額療養費」「後期高齢者の窓

口負担」について現行制度の継続を求める意見書提出に関する陳情に採択を求め討論いたします。

本陳情は、現場で直接、高齢者と接する医院や診療所などがつくる栃木県保険医協会から提出されたものです。政府は2017年度の予算案で社会保障の1,400億円を削減し、負担増などで絶え間のない社会保障の改悪を続ける閣議決定をしています。昨年度末に経済財政諮問会議が発表した2016年改定版経済・財政再生計画工程表は、社会保障制度を総合的に改悪する政府全体の進行表です。

2016年度から2018年度の3年間を集中改革期間としています。その中間年である2017年度だけでも、4月から後期高齢者の保険料軽減の特例措置を廃止に向け、負担増が段階的に実施されます。続いて、8月には高額療養費制度の引き上げが段階的に実施されます。介護保険では総報酬制が導入されます。10月からは医療費療養病床の65歳以上に光熱水費の負担を段階的に引き上げが実施され、継続的な負担増が開始されます。高額療養費では収入区分一般の場合、負担上限の1万2,000円がことしの8月から1万4,000円に、さらに2018年には1万8,000円と、連続的に負担増が押しつけられます。療養病床では65歳以上で医療費区分1の居住費1日当たり320円が、ことしの10月から370円と引き上げられ、食費と合わせ月5万2,500円の負担となります。

さらに深刻なのは、居住費負担がなかった医療区分2、3の患者にも1日200円、2018年4月からは370円と月額1万円を超える負担が新たに課せられることとなります。負担増を理由にした治療の中断や退院を余儀なくされることなど、影響が危惧されるのは当然です。治療中断が生じた患者は、内科系の医療診療所では高血圧症や糖尿病がそれぞれ6割を超え、定期的な受診と継続的な治療が必要な疾病で治療中断が生じており、重症

化が懸念されています。

保険医協会の2015年実施実態調査でも、患者の経済的な理由によると思われる治療の中断が45%、また、約37%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことを経験しているとしています。年金収入も減っている中で、窓口負担が2割に引き上げることになれば、受診抑制が加速し、結果として疾病の重症化、長期化を招き、医療費の増大の要因にもなってきます。

後期高齢者の保険料軽減の特例措置廃止では、元扶養家族に対する9割の特例軽減がなくなれば、保険料負担が10倍になる例も出ています。社会保障の給付削減、負担増は、貧困と格差に拍車をかけ、国民の暮らしと矛盾を拡大しています。選挙時には声高に医療費の維持を強調する一方で、社会保障の根幹となる介護や高齢者医療制度の継続的な改悪と負担増を押しつけることは、国民に対するだまし討ちであり、高齢者の健康の維持と命に直接かかわる問題です。

保険あって介護なしは、保険介護発足当時から言われてきましたが、介護保険の父と言われる最後の老人保健局長も、介護保険の現状は国家的詐欺と言われても反論できないと発言するなど、改悪と負担増が繰り返されています。患者や国民とともにこのような無謀で誤った政策はやめさせなければなりません。

陳情書が求める患者の負担増で受診抑制が起きないように、現行の高額医療制度や後期高齢者の窓口負担の継続を求める意見書を国に提出することを求めて、本陳情書を採択するよう求める討論を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第3号について、福祉教育常任委員長報告は不採択であります。

採決いたします。

陳情第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、陳情第3号については不採択と決しました。



### ◎議案第7号～議案第15号の予

算常任委員長報告、質疑、討論、

採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算から議案第15号 平成29年度那須塩原市水道事業会計予算までの9件を議題といたします。

議案第7号から議案第15号までの9件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果の報告を願います。

予算常任委員長、10番、松田寛人議員。

[予算常任委員長 松田寛人議員登壇]

○予算常任委員長（松田寛人議員） これより予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成29年第1回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、議案第7号から議案第15号までの平成29年度予算案件9件です。

これらの付託案件を審査するため、3月15日水曜日午前10時から本庁303会議室において、委員全員出席のもと、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

初めに、議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算についての質疑では、委員から、企画部の一部事務組合負担金の内容について質疑があり、一部事務組合負担金は那須地区広域行政事務組合の負担金であるとの答弁がありました。

また、討論では、委員から、保育園臨時職員配置費は平成28年度と同程度の予算計上となっている。市の保育士の63%が臨時職員であるが、臨時職員の多様な働き方に関し、市は対処しているとしているが、改善が図られておらず、保育の質の確保には大きな問題がある。臨時保育士の日給が上がらないことは処遇改善につながらないとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、討論では、委員から、栃木県内でも多くため込まれた本市の財政調整基金は、1人当たりで換算すると3万円以上と、県内の市町の中でも突出した状況である。平成29年度予算として財政調整基金の7割以上の11億4,387万3,000円を取り崩し、通常の療養給付費に充当するとしている。多くの市や町では一般会計から繰り入れをふやし、住民の国民健康保険料負担を軽減するため国保財政を懸命につくり出している。今年度の国民健康保険特別会計予算も多額の財政調整基金の取り崩しによって賄われることになる。このような予算の取り組みは到底認められないとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第8号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算から議案第14号 那須塩原市墓地事業特別会計予算までの特別会計に係る予算案件6件につきましては、委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成29年度那須塩原市水道事業会計予算につきましては、委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算について、討論の通告者に対し順次討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

○11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論です。

市は、予算編成のキーワードを市民優先とし、市民の日常生活をしっかりと支え、安心して生活できるまちづくりに取り組んでいくための予算として、総額484億7,000万円を計上しています。今

回の予算で評価できる点は、全小中学校普通教室へのエアコンの設置や、高齢者外出支援タクシー券、はじめてのごはん事業に向けた予算が継続され、オレオレ詐欺や還付金詐欺など、高齢者や市民生活を守る特殊詐欺対策に撃退機器の予算が計上されたことです。

反対する第1の理由は待機児問題です。本市の待機児童数は72人で、さらに隠れ待機児が110人います。市は、新設保育所が整備されカバーできるとしてはいますが、民営保育所整備の事業者が集まらないため、入札が成立せず、整備の停滞も出ています。待機児ゼロ宣言はできる状況にはありません。

厚労省によると、2016年度の調査では地方行革を看板にした歴代政権のもとで、公立保育所の廃止や民営化が進められ、2012年から2016年の5年間のデータでも、公立保育所は1,358カ所減る一方、民間保育所は1,090カ所増加しています。背景には公立保育所の運営費の一部一般財源化や整備費の一般財源化を推し進め、国の責任を地方に押しつけてきたことがあります。国は、市や町に対し2014年から公共施設等総合管理計画の策定を求め、市もこれに沿って保育園の民営化をさらに進めようとしています。反対する以外にありません。

深刻な保育所の待機児対策が進められる中、隠れ待機児童の存在も明らかになり、安倍自公政権は成長戦略の柱と位置づけた待機児ゼロを達成する公約を断念しました。市は、保育園臨時職員配置費として、昨年と全く同じ4億円を計上していますが、1人7時間45分の勤務としての換算での数字であり、実数はさらに高く、7割を超えられると思います。市は保育士の多様な働き方に応えた勤務を強調しますが、職員の多くは再任用を繰り返し

ており、実態とかけ離れています。本市の保育所の配置と待遇は臨時職員に依存した異常な状態が続いており、保育の質の確保に関しても大きな問題があり、認めることができません。

公立保育所のあり方は、民間の認定子ども園のあり方にも大きな影響を及ぼします。深刻な保育士不足は、保育所増設が進まない要因の一つにもなっています。ところが、市の臨時保育士の日給は近隣の市や町が1万円を超えて報道される中、昨年と全く変わらない9,040円であり、実質的な処遇改善にはつながっていません。市は生活を支える職業として賃金の抜本的な引き上げと、資格があり再任用を繰り返す職員は正規の職員として採用し、保護者が願う安心の保育を確保すべきです。学費をかけて4年間学んでも無資格と変わらない待遇では、保育士への志をそぎ落とし、保育士確保にはつながらず、保育の質の低下が危惧されます。

反対する第2の理由は、国民健康保険特別会計への繰出金が7億3,035万5,000円と、昨年より3,876万6,000円が減額されています。多くの市や町は工夫をし、知恵を絞って一般会計からの繰り出しをふやしています。国保会計の実質赤字を示す一方で、一般会計からの繰り入れを減額するやり方は到底認められません。市の子ども医療助成事業に3億3,204万2,000円の計上があります。国は子どもや重度心身障害者など、医療費窓口負担の無料化を実施した全国の自治体に対し、国民健康保険の国庫負担を減額するペナルティー、制裁措置を毎年科しています。

県内市町でも少子化対策や子育て支援を行うため、国のペナルティーを乗り越え、高校まで現物給付とするさくら市や那須町、塩谷町があります。本市は高校生まで無料化したものの、窓口負担などが多数あり、子ども医療のあり方を見直し、高

校生までの早急な現物給付とするよう求めるものです。

社会保障・税番号システム整備に関する予算が、ことしも1,385万3,000円が関連事務費やシステム管理費に計上されています。市民には徴税の強化と社会保障の利用抑制が目的であり、メリットは身分証明書として使える程度でしかなく、15日まで行われていた税金の申告には個人番号を提出しなくても何の不利益も受けないと、総務省と国税庁が答えています。本市で昨年発行された個人番号カードは1万枚です。申請されたものの受け取りに来ない市民も904人おり、転出、入院、死亡、必要がないなどの理由からです。

行政目的以外の民間への利用拡大は次々に予定されており、情報漏洩の危険は一層増大しています。個人番号カードは情報が集積すればするほど狙われる価値が高くなり、対策はドイツなどで行われている情報の分散管理が有効とされています。市民の大切な個人情報を守るためにも、個人番号制度は中止、廃止すべきです。

定住促進に関する問題では、人口増になった市町村に共通する言葉は、特別な対策は行っていない。住民にとって何が必要か真剣に対応してきたら、いつの間にか住民がふえていたという教訓的な答えです。予算編成には市民サービスを低下させず、事務事業を見直し、市税等の自主財源の確保など、多様な市民ニーズに応える市民サービスを確保し、市民の暮らしとなりわいを守る那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第7号

平成29年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 次に、5番、佐藤一則議員。

〔5番 佐藤一則議員登壇〕

○5番（佐藤一則議員） 議席番号5番、TEAM

那須塩原、佐藤一則です。

議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算について、賛成討論を行います。

平成29年度は、第2次那須塩原市総合計画のスタートの年であり、将来の活力ある発展に向けて新たな一歩を踏み出す年であります。この新たな総合計画に市長が掲げた施策に当たっては、人が基本という視点で那須塩原市に住み、生活する皆様を一番に考えることを基本姿勢とし、今後の厳しい財政運営状況の中にあっても、将来を見据え、財政の健全性に配慮しつつも、将来像の実現に向けた施策を推進する考えである。

平成29年度那須塩原市一般会計予算のキーワードである市民優先の公約を着実に実現しているほか、総合計画の新たな展開や重点プロジェクトに位置づけられた主要事業では、豊かな自然と共に生きるために、まちの安全安心を守るために、誰もが生き生きと暮らすために、快適で便利な生活を支えるために、地域の力と交流を生み出すために、まちの活力を高めるために、未来を拓く心と体を育むために、まちの持続的発展のために、これら事業を中心に計上されており、まさしく県北地域の中心都市としての位置づけを確立するとともに、市民の皆様の日常の生活をしっかりと支え、安心して生活できるまちづくりに取り組んでいく予算である。

本市は、合併から10年余りが経過したところですが、深刻化する人口減少や少子高齢化、急速に進む高度情報化、大規模な自然災害の発生、分権型社会の転換など、まさにこの10年間は社会情勢が目まぐるしく変化する大変重要なスタート予算であることから、議案第7号 平成29年度那須塩原市一般会計予算について、賛成の討論といたします。

○議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたし

ます。

議案第7号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第7号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、討論の通告者に対し、順次討論を許します。

11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

○11番（高久好一議員） 11番、日本共産党の高久好一です。

議案第8号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論です。

本会計は、国民皆保険を支える国民健康保険の運営を目的に設置したものであり、平成29年度は平成27年度の決算、平成28年度の医療給付状況を分析し、適切な保険運営のため予算を計上するものとしています。予算は平成29年度被保険者数を前年度に比べ1,340人減の3万3,797人とし、予算額は前年度比2.3%増の163億8,647万4,000円としました。市町村の国保財政がこんなに厳しくなった最大の要因は、国が国庫負担の50%を半分以下の24%まで引き下げてきたことにあります。栃木県の自治体の国保収納率が悪いのは、栃木県内の保険料が高く、他の県に比べ県民への支援が少ないからです。国には国庫負担をもとに戻すよう、県には支援をふやすよう要請するべきです。

反対する理由の第1は、栃木県で2番目に多くため込まれた本市の国保財政調整基金は16億



3,000万円であり、県内の市や町の中では1人当たりに換算すると8円や31円の町がある中で、本市は3万円以上と突出して多額です。平成29年度は昨年度より2億2,382万1,000円多い財政調整基金の7割以上の11億4,387万3,000円が取り崩され、通常の療養給付費に充当するとしています。インフルエンザや緊急の備えとして積み立てるという今までの市の説明ではもう成り立ちません。保険給付費93億7,964万1,000円の12.2%を財政調整基金で賄うというやり方です。

一方で、一般会計からの繰入金はことしも7億3,035万3,000円と、昨年より3,874万6,000円減額しています。こうした前の市長と同じやり方を市長がかわっても2年間続けています。多くの市や町は一般会計から繰り入れをふやすため知恵を絞り、市民の国保税負担を軽減するための国保財政を懸命につくり出しています。ことし、国保会計予算に繰り入れられた繰入金金額は16億8,915万3,000円で、昨年より1.7%増となっていますが、2,847万3,000円しかふえていません。国保予算の増額分7億7,632万1,000円と比較すると147.3%も大きな金額が財政調整基金の繰り出しによって賄われていることになり、財政調整基金の取り崩しを目的にしたような予算の組み方は到底認めることはできません。

豊かな財政調整基金は高い国保税の余った分を合併以来積み上げてきたものであり、市民から預かった大切な財産です。財政調整基金の取り扱いには、市が保険料を引き下げ、払いやすい国保税にするとともに、積極的な予防医療やがん検診の一部負担金をなくし、市民の目に見える形で還元するのが多くの市や町のやり方です。

反対する理由の第2は保険証の取り上げ問題です。厚労省の2016年の県内市町の国保滞納等の速報値が発表されました。資格証発行が9年連続全

国ワーストワンの栃木県那須塩原市の国民健康保険で大きな課題は、県内5位の保険証取り上げを直ちにやめて、平成29年度歳入の24.1%を占める保険税31億4,245万9,000円の収納率を引き上げるため、市民が払いやすい保険料への引き下げと市民生活の実情に沿った土日の納税相談などを強化することです。

那須塩原市の2016年度の資格証発行世帯は671世帯となり、発行率では県で5番目に高い3.45%です。発行率では栃木市が1位になり、真岡市2位、鹿沼市が3位と、他の市はかわりました。栃木県全体の8,680世帯の7.7%を那須塩原市が占めています。市民に機械的で過酷な保険証の取り上げには反対します。

国民健康保険法第1条には、この法律は国民健康保険事業と健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると、国保は社会保障に寄与する制度であり、社会保障と明確に規定しています。さらに、9条でも、災害や病気など特別な事情があれば保険証を維持できる決まりです。全国3割を超える市町村では既に保険証の取り上げをやめています。国がこの事実を認めるようになって7年目になります。資格証を発行しても、結果的には診療がおくれ、病状の悪化を招き、医療費の増大にもつながり、収納率も上がらず、よいことは何もないという理由からです。

昨年も保険証がなく治療がおくれ、命を落とす事例が報告されています。国がこうした調査をしようとしていない中、医療機関の有志が調査を続けています。県内では那珂川町が唯一、ことしも資格証を発行しませんでした。県内でも幾つかの市や町のほぼ半数が国保財政の単年度決算は赤字です。市は、保険証がなくても無料または低額で診療が受けられる制度があり、県内の医療機関としては

済生会と宇都宮の協立病院が認められていることを市民に早急に知らせるべきです。日赤はこの制度を事実上取りやめました。

国保の都道府県広域化は社会保障と税番号制度、病床転換支援金は市区町村の独自の取り組みを困難にさせ、住民の声を届きにくくする住民自治を崩壊させる制度です。市や町は国の言いなりになるのか、市民の健康を守る立場で国保税の引き下げや値上げを抑制する努力を続けるのかが厳しく問われています。市の国保財政再建への道は改善が続いていますが、警戒も必要です。こうした中、本市本来の市民の健康と命を守るという仕事ができるよう、強く求めるものです。

議案第8号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 次に、19番、若松東征議員。

〔19番 若松東征議員登壇〕

○19番（若松東征議員） 19番、若松東征です。

議案第8号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成29年度の国民健康保険の特別会計は、前年度と比べ3億6,524万9,000円、率にして2.3%増加し、総額163億8,647万4,000円の予算を見込んでおります。本市の国民健康保険の運営は、保険給付費が被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより、増加する一方、被保険者の減少とともに保険納税額が減少など、大変厳しいものがあります。国民健康保険は、国民全てが安心して加入する国民皆保険制度であることから、この制度を安定的に継続して運営することが被保険者の健康を守る基本となります。平成29年度予算については、国民健康保険税条例の改正を行うなど、平成30年度の国民健康保険制度改革を見据えて、保険

財政の安定化や保険税の公平性による円滑な移行に向けて取り組むとともに、平成27年度の決算及び平成28年度の医療給付状況などを分析し、適切な保険運営を進めるための予算であると判断し、今後も財源確保のため、保険税収納率の向上や医療費の公平性に努めるなど、適切な運営をお願いし、議案第8号 平成29年度国民健康保険特別会計予算に賛成する討論といたします。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第8号については、予算常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第8号については、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第9号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算から議案第15号 平成29年度那須塩原市水道事業会計予算までの7件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

議案第9号から議案第15号までの7件について、  
予算常任委員長の報告はいずれも原案可決です。

採決いたします。

議案第9号から議案第15号までの7件について  
は、予算常任委員長報告のとおり決することで異  
議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第15号までの7件  
については、原案のとおり可決されました。

目及び3回目につきましては児童手当法第21条第  
1項の規定による申し出を行い、支払いを受ける  
べき児童手当を充てるものであります。

また、分割金の支払いを1回でも怠ったときは、  
以後、分割を認めず、直ちに残額を支払うものと  
します。なお、訴訟費用は各自負担といたします。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 報告、説明が終わりました。



◇

#### ◎報告第6号の上程、説明

○議長（中村芳隆議員） 次に、お諮りいたします。

日程第3、報告第6号 専決処分の報告につい  
てを議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 報告第6号につきましては、  
地方自治法第180条第1項の規定により、学校給  
食費請求事件に関する和解について、専決処分し  
たものでありますので、同条第2項の規定により  
ご報告を申し上げるものであります。

議案書2ページから3ページ、議案資料はござ  
いません。

本件は、大田原簡易裁判所に継続中の学校給食  
費請求事件に関し、和解するものであります。

和解の内容につきましては、相手方が未払学校  
給食費16万7,020円及び支払督促申立手続費用  
2,164円の合計16万9,184円の支払義務を認め、分  
割により支払うものであります。支払額は平成29  
年4月30日までに3万2,164円、同年6月9日ま  
でに10万円、同年10月10日までに3万7,020円と  
し、1回目の分割金は市へ持参して支払い、2回

#### ◎議案第59号の上程、説明、質 疑、討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第4、議案第  
59号 平成28年度那須塩原市一般会計補正予算  
（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 議案第59号 平成28年度那  
須塩原市一般会計補正予算（第8号）について、  
提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページから3ペー  
ジでございます。

今回の補正予算は、固定資産税及び都市計画税  
の課税誤りによる過誤納金の返還のほか、国庫支  
出金の精算による返還に必要な経費について予算  
措置を行うものであります。

補正の内容は、歳出では議案資料3ページ、2  
款総務費で、固定資産税及び都市計画税に係る過  
誤納金の還付金及び還付加算金4,598万4,000円を  
追加し、同ページ、3款民生費では平成27年度に  
生活困窮者自立支援事業及び生活保護費の財源と  
して交付を受けた国庫支出金の精算による返還金  
1,867万円を追加する一方、同ページ、14款予備

費で6,465万4,000円を減額して調整するもので、  
予算総額の変更はございません。

また、これら歳出予算補正のほか、1件の繰越  
明許費補正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう  
お願いを申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号につ  
いては、会議規則第37条第3項の規定により、委  
員会の付託を省略することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、委員会の付託  
を省略することに決しました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、  
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、  
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を  
終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号については、原案のとおり決するこ  
とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第5、発議第  
1号 那須塩原市議会政務活動費の交付に関する  
条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会活性化検討特別委員長、17番、吉成伸一議  
員。

〔議会活性化検討特別委員長 吉成伸一議員登壇〕

○議会活性化検討特別委員長（吉成伸一議員） 発  
議第1号 那須塩原市議会政務活動費の交付に関  
する条例の一部改正について申し上げます。

本案につきましては、議会活性化検討特別委員  
会において、議会改革のさらなる向上のため、市  
民に対しての政務活動費使途の透明性を図る目的  
として、会計帳簿及び領収証等のインターネット  
公開を平成29年度政務活動費交付分より行うこと  
を決定したことに伴い、那須塩原市議会政務活動  
費の交付に関する条例の一部改正するものであり  
ます。

主な改正の内容について申し上げます。

まず、前回の条例改正において、条例中に引用  
する法令の条項のずれを改め、収支報告書等の提  
出は領収証の写しから領収証に、提出は4月30日  
から当該年度末日とし、別表の資料作成費の内容  
に事務用機器リース料を追加し、項目の広報費広  
聴費を広聴広報費とするものであります。

詳細につきましては、議案資料及び添付の新旧  
対照表をごらんいただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、原案のとおりご決  
定いただきますようお願い申し上げ、提案の説明  
といたします。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

[発言する人なし]

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、  
質疑を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。  
よって、質疑を終了し討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、  
討論を終結することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を  
終結いたします。

これより採決いたします。

発議第1号については、原案のとおり決すること  
で異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎発議第2号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第6、発議第  
2号 地方議会議員の厚生年金への加入について  
の意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

12番、鈴木紀議員。

[12番 鈴木 紀議員登壇]

○12番（鈴木 紀議員） 発議第2号 地方議会  
議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出に  
ついて、提案理由を申し上げます。

地方分権が進展する中、社会は高度化、複雑化  
し、行政の需要はますます増大し、二元代表制の

一翼を担う議会の役割は大変重要となっております。  
とりわけ少子高齢化と人口減少問題が同時並  
行で進展し、2040年までに896の自治体が消滅す  
ると予測した日本創成会議の発表には大きな衝撃  
を受けました。

このような中で、我が国が直面する大きな課題  
に対して、各地域がそれぞれの特徴を生かした自  
立的で持続可能な社会を創生する地方創生を推進  
することに、地方議会は大きな責任を担っている  
と私は考えております。地方議会議員は真の地方  
自治の実現に向け情報の公開を図り、議会活動へ  
の説明責任を果たし、開かれた議会運営を行うと  
ともに、議会改革に継続して取り組み、市長を初  
めとする執行機関と緊張ある関係を保ち、独立対  
等の立場で市の政策決定や事務の執行を監視、評  
価し、市議会としましても政策立案や政策提言に  
努める必要があります。

また、市民の負託に応えるためには、これまで  
以上に地方行政に対して広範かつ専門的な多くの  
課題について、執行部への監視機能をさらに充実  
するとともに、不断の議会改革に取り組むことが  
求められております。

一方で、地方議会議員には、議会活動に加え地  
域における市民ニーズの把握など、さまざまな議  
員活動が求められており、議員の専門化が進んで  
いる状況にあります。本市におきましてもその傾  
向を強く感じております。私はかねてから、議員  
は幅広い年代層から、さらには多種多様な立場を  
代表する方がさまざまな角度から多くの視点で市  
の政策、施策を監視することが好ましいと思っ  
てまいりました。ところが、議員の身分は不安定で  
あり、選挙で落選した際にはその職を失い、議員  
報酬を初めとする生活保障を失うこととなります。  
市のため、地域のために少しでも役に立ちたいと  
議員を目指す若い人たちにとりまして、果たして

議員が魅力的な職業として映っているのか、私は甚だ疑問に思うことがあります。

また、昨今の地方選挙の結果を見ると、投票率は低下傾向にあるとともに、無投票当選者の割合が高くなるなど、市民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっております。地方議会議員が議員活動に専念できるよう、社会保障制度を充実させることは、監視機能の強化、ひいては地方自治のあるべき姿を実現するために必要不可欠であると考えます。議員も一社会人であり、家族を持ち、養い、生活できるだけでなく、議員を退いた後の生活環境を整えるために、地方議会議員の厚生年金への加入を目指すべきだと考えます。

私は、今定例会を最後に市議会議員の職を辞すことになり、仮に厚生年金への加入が実現しても何の恩恵を受けることもありません。ではあります。今現在、議員として活躍している同僚や、これから新たに議員を目指す若い皆様のために、今、私ができることは、議員の処遇を改善するためにも、賛成者を募り意見書の提出者となることだと考えました。

これから再選を目指す議員の皆様にとりましては、意見書提出の趣旨に賛同できても、公費負担が伴うなど、さまざまな理由からなかなか声を大にして賛成しづらいことは、これまで12年間、市議会議員を務めてきた私には理解できます。しかし、議員の皆様には社会保障制度の充実がよいことなのか、悪いことなのか、いま一度お考えいただきたいと思えます。

繰り返しにはなりますけれども、社会保障制度を充実させることは、一社会人として家族を持ち、養い、生活できるだけでなく、支える家族にとっても安心につながる制度であると思えます。議員を退いた後の生活環境を整え、魅力的な職業とす

ることが必要だと私は考えます。

地方議会における市民の負託に応え得る人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現することを強く要望し、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

よろしく願いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し討論を許します。

15番、齋藤寿一議員。

〔15番 齋藤寿一議員登壇〕

○15番（齋藤寿一議員） 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をいたします。

市議会議員として12年以上在職することにより議員年金の受給資格が発生していた地方議会議員年金制度は、平成23年6月に廃止されました。これを受け、全国市議会議長会被用者年金制度加入推進会議において、地方議会議員においても、厚生年金に加入できるようにするための法整備を早急に実現するよう、引き続き関係機関に要望する

ことを決定をいたしました。地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となっており、その実現に向けて大きな責任を有する地方議員の果たすべき役割はますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員はこれまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について、住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言を行うことが求められています。あわせて、地方議会議員は、議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握とさまざまな議員活動を行っております。近年においては都市部を中心に専門化が進んでいる状況にありますが、一方で最近の選挙傾向の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに、無投票当選者の割合が高く、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっておりますが、本市のように他市より活発な新人候補が挑戦し、当選を果たしております。

厚生年金制度は、議員という高い志を目指して来るものに対して、安定という面においては立候補の決断の一つとなります。また、その反面、本市のように多くの新人候補が挑戦し当選を果たしている、このような活発な市を全国においてもふやすことが責務であり、特に若手議員の将来に向けた必要のある制度であります。国民の幅広い層から、政治参加や地方議会における人材確保の観点から、かつてのような特権的と言われたような年金制度ではないことから、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、賛成をするものであります。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 次に、13番、磯飛清議員。

〔13番 磯飛 清議員登壇〕

○13番（磯飛 清議員） 議席13番、磯飛清です。

発議第2号 地方議会議員の厚生年金への加入

を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をいたします。

地方議会議員の果たすべき役割は、ますます重要となっております。都市部を中心に専門として活動する議員の割合は高くなっております。その状況は、都市部に限らず、地方の議会においても同じような状況にあります。地方行政が抱える問題は複雑多様化し、議員に対してこれまで以上に高い資質と見識が求められるようになってきております。課題の解決、自己研鑽により、多くの時間を費やすことが必要となってきております。さらに、那須塩原市議会は、近隣の他の議会に比べ、議会改革、活性化が進んできていると実感しております。

このような状況下、本市の議員においても当然のこととはいえ、議会にかかわる仕事に割く時間も相当ふえてきております。それらのことから、地方議会議員の専門化、職業化は、本市においても同様の傾向にあると実感しております。

以上のような背景から、今後、議会議員を目指す有能な若い人たちのためにも、社会保障制度拡充の必要性を感じております。議員になることを目指す若い人たちが目標に向かって参加しやすい環境を整備することは、我々議会人あるいは社会として、大人としての責務であると思っております。若い人が広く志に向けて行動しやすいよう、厚生年金や社会保険の加入はありがたい施策の一つであり、その制度の整備は人材の確保につながってくると思っております。

今回、提案されている厚生年金加入の公費負担は、廃止となった特権的であるとされた議員年金よりも大幅に少なくなると見込まれております。また、民間企業で働く人たちと同様の社会保障の内容であり、以前の議員年金制度とは全く異なった制度であります。新制度の整備については、今

だけを見るのではなく、10年後、20年先、将来を見据えた判断も必要であります。

私は、今任期をもって議会を退きますが、その経験から一つ申し上げます。多くの市民から選ばれし者は、時には高い見地に立ち、広い識見を持って判断することも重要な役目であるということでもあります。自信を持って職務を全うしていただきたく願うものであります。

以上、意見を申し添え、賛意を示し、当意見書提出についての賛成討論といたします。

○議長（中村芳隆議員） ほかに討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第2号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（中村芳隆議員） 異議がありますので、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村芳隆議員） 起立少数。

よって、本案は否決されました。

---

◇

### ◎所管事務調査報告について

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第7、所管事務調査報告についてを議題といたします。

関係委員長は、登壇の上、報告願います。

初めに、議会運営委員長、20番、山本はるひ議

員。

〔議会運営委員長 山本はるひ議員登壇〕

○議会運営委員長（山本はるひ議員） それでは、議会運営委員会の所管事務調査の報告を行います。

平成28年12月20日火曜日、東京日本橋の早稲田大学サテライトキャンパスにて、早稲田マニフェスト研究所の中村健事務局長と西川事務局長補佐による研修を行いました。今年度、当委員会では7回にわたり議会に関する研修を受け持っていたことから、今回行ったものです。

当日は、各常任委員会における議員間討議について、あるいは一般質問、代表質問などの時間について、あるいは議会へのタブレットの導入についてなど、先生の考え方を伺って研修をしてまいりました。その内容について、また委員の皆様の意見や感想につきましては、お手元に配付してございます報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（中村芳隆議員） 次に、建設経済常任委員長、7番、櫻田貴久議員。

〔建設経済常任委員長 櫻田貴久議員登壇〕

○建設経済常任委員長（櫻田貴久議員） それでは、建設経済常任委員会の所管事務調査における行政視察の報告を申し上げます。

平成29年1月25、26日の2日間、公共交通に関する取り組み、観光に関する取り組み及び農業に関する取り組みを中心に、青森県八戸市と青森市を視察してまいりました。

まず、1月25日は、青森県八戸市において公共交通に関する取り組みについて視察をしました。新幹線で到着した八戸駅では、八戸公共交通アテンド「はちこ」の取り組みについて、実際の駅での案内の様子等も見せていただきながら、説明を受けました。

次の視察場所である八戸ポータルミュージアム



「はっち」までは、委員全員で実際に路線バスに  
乗車し、八戸の公共交通を体感しながら向かいま  
した。はっちでは、公共交通に関するインフォメ  
ーションコーナーにおいて視察し、午後は市役所  
にて公共交通の取り組み全般について説明を受け  
ました。

また、同じく八戸市役所において、八戸市にお  
けるデスティネーションキャンペーンに関する取  
り組みについて伺いました。平成28年7月1日か  
ら9月30日までの3カ月間、青森県・函館デス  
ティネーションキャンペーンが開催されたところ  
です。

次に、1月26日は、青森県青森市において同じ  
く先般終了したところであるデスティネーションキ  
ャンペーンに関する取り組みについて伺いました。  
また、農業分野においては全国でも余り例のない  
取り組みである青森市新規就農者定着化支援事業  
についても説明を受けました。

最後に、青森市文化観光交流施設である「ねぶ  
たの家ワ・ラッセ」について視察をし、2日間の  
日程を終えました。

先進的な公共交通の取り組みや、栃木県におい  
てもこれから迎えるデスティネーションキャンペ  
ーンに関する取り組みなど、大変参考になるもの  
でした。

詳細につきましては、お手元に配付いたしまし  
た報告書をお目通しください。

以上、建設経済常任委員会における所管事務調  
査における行政視察の報告を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

以上で、所管事務調査報告を終わります。



◎議会活性化検討特別委員会の活

## 動報告について

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第8、議会活  
性化検討特別委員会の活動報告についてを議題と  
いたします。

議会活性化検討特別委員長の報告を求めます。

17番、吉成伸一議員。

〔議会活性化検討特別委員長 吉成伸一議員登壇〕

○議会活性化検討特別委員長（吉成伸一議員） 議  
会活性化検討特別委員会における活動成果報告書  
について、申し上げます。

本特別委員会は、平成25年6月7日に設置し、  
議会活性化に関する調査、研究を行ってまいりま  
した。調査、研究の結果をまとめましたので、会  
議規則第110条の規定により報告いたします。

特別委員会の設置の目的は、分権時代にふさわ  
しい議会とするため、議会運営のあり方など、議  
会活性化全般に関する調査、研究することであり  
ます。活動内容は別紙、活動実績のとおりであり  
ますが、少々説明いたします。

平成25年度及び平成26年度は、議会報告会の班  
体制、また班長会議の見直し、また議会政治倫理  
条例の制定への調査、研究を行いました。結果と  
して、議会報告会は4班体制から3班体制に変更  
し、また班長会議を議会報告委員会へと組織がえ  
を行いました。議会倫理条例については、実に23  
回の協議を経て、平成27年3月定例議会において  
那須塩原市議会議員政治倫理条例として制定され  
ました。

平成27年度、平成28年度は、主に通年議会導入  
への調査、研究を行いました。議会改革度ランキ  
ングで最上位の滋賀県大津議会、議会事務局の木  
津嘉弘氏を招き、通年議会に関する講演会を開催  
し、職員の方々の参加もいただきました。また、  
先進地への視察では、平成27年9月に発生した関  
東・東北豪雨で最も甚大な被害を受けた常総市議

会を訪問し、通年議会における災害時対応についての視察を行いました。

さまざまな議論の結果、現時点での通年議会導入は見送ることとなりました。また、議会改革のさらなる向上への取り組みでは、政務活動費の会計簿、領収証のインターネット公開、議会運営委員会議事録、会派視察報告書のインターネット公開を初め、多数の改革を行いました。

以上、議会活性化検討特別委員会の報告といたします。

○議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

---

◇

#### ◎放射能対策検討特別委員会の活動報告について

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第9、放射能対策検討特別委員会の活動報告についてを議題といたします。

放射能対策検討特別委員長の報告を求めます。

21番、相馬義一議員。

〔放射能対策検討特別委員長 相馬義一議員登壇〕

○放射能対策検討特別委員長（相馬義一議員） 放射能対策検討特別委員会の活動報告をいたします。

本委員会は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染問題に対し、特化した組織をつくり、議会を挙げて取り組む必要があるため、平成25年6月7日に設置したものです。

なお、本特別委員会は、平成23年に設置した委員会を引き継いでいます。その間、除染現場の視察、健康への不安を解消するために、福島県ひらた中央病院での検査の視察、市内での甲状腺エコー検査の見学などを行ってきました。さらに、市内の放射能に関する団体との懇談会を行って、市民の皆様の声を受けとめました。平成27年には、

市内の団体から提出された陳情について、その内容の確認を行い、一部を採択し、執行部へ除染対策をしっかりと行うように申し入れをしています。

本特別委員会の活動については、議会報告会できちんと報告し、また、市民の方々の意見を聞き、活動を行ってまいりました。内容については配付資料をごらんください。

放射能除染については、かなり減ってはきたものの、いまだに終息には至っていません。改選後においても特別委員会を設置し、市民の皆さんの声を受けとめて、議会としての政策提言を継続して行っていただくことを願い、このことを附帯意見として付すことといたします。

以上、報告といたします。

○議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

---

◇

#### ◎庁舎建設検討特別委員会の活動報告について

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第10、庁舎建設検討特別委員会の活動報告についてを議題といたします。

本案について、私のほうから報告を申し上げます。

庁舎建設検討特別委員会は、議会として新庁舎建設のあり方等の意見を執行部に提言し、議会自身も新庁舎の調査、検討、検証を行うべく、平成26年6月6日に設置されました。市民が集い、憩いの場として親しみやすく、利用しやすい新庁舎をさまざまな角度から検討し、先進地への視察を実施するなど、研究を行いました。また、平成27年1月には新庁舎建設に関する基本構想への提言書を市長に提出するなど、積極的な活動を行ってまいりました。内容については、お手元に配付の

とおりでございますので、ご確認いただければと思います。

平成28年3月に新庁舎建設の延期が決定してからは、活動は休止となりました。この4月の議員の任期をもって特別委員会は一旦廃止することを決定いたしました。平成29年度には、執行部においては市内の検討組織が立ち上がる予定であり、ともに検討していく立場である議会としても、時期を見て、再度特別委員会を設置する見込みであることを申し添えさせていただきます。

以上で、庁舎建設検討特別委員会の報告といたします。



### ◎総合計画審査特別委員会の活動

#### 報告について

○議長（中村芳隆議員） 次に、日程第11、総合計画審査特別委員会の活動報告についてを議題といたします。

総合計画審査特別委員長の報告を求めます。

12番、鈴木紀議員。

〔総合計画審査特別委員長 鈴木 紀議員登壇〕

○総合計画審査特別委員長（鈴木 紀議員） 昨年6月定例会において、設置し、当定例会初日に成果を見た総合計画審査特別委員会の活動報告を申し上げます。

平成17年1月1日に誕生した那須塩原市が、「人と自然がふれあうやすらぎのまち 那須塩原」を将来像とし、平成19年度から10年間取り組んできたまちづくりの指針、第1次那須塩原市総合計画の期間が平成28年度に満了し、次の10年間は「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」を目指すために、第2次那須塩原市総合計画の策定が平成27年度から始められました。

私たち市議会は、第2次総合計画策定に当たり、これまでの議会基本条例に基づき、議案として提出された計画を審議する手法から、市の最上位計画である総合計画の策定においては、市議会がみずから積極的にかかわりを持つために、総合計画審査特別委員会を設置して、第1次総合計画の検証と第2次総合計画が市民ニーズや課題を踏まえた市民のための計画であることを審議、提言に努めてまいりました。経過等はお手元の資料をごらんいただくことをお願いいたします。

当委員会は、8月に基本構想案に対する提言を、11月に重点プロジェクト案に対する意見を、12月に前期基本計画素案に対する提言を行いました。その項目数は全部で27項目になりました。それらの項目に対し、市は一つ一つ十分に精査され、訂正、修正等を加え、目標値もより高く示された基本施策に仕上げられました。

さらに、行政運営も今までの縦割りから横断的に進めるために重点プロジェクトを明記したほか、地域間の人口移動問題や、厳しくなる財源等の課題も組み込まれ、先を見越した計画であると感じております。5年後には当計画の後期基本計画が、10年後には新たに第3次総合計画が策定されることとなりますが、そのとき、市議会としては率先して現計画の検証を行い、市当局の支えとなれるような取り組み体制を確立し、また、市当局においては総合計画が市の最上位計画であることから、部門計画と同時期ではなく、協議を12月定例会には行えるような環境を整えていただくことと、各部門計画の進捗状況を随時ホームページ等で公表する取り組みを行うことを附帯意見として申し添えて、当総合計画審査特別委員会の報告といたします。

皆様のご協力があつて、当総合計画審査特別委員会の役目を果たせたとともに、無事、成果をお

さめることができました。感謝を申し上げます。  
大変にありがとうございました。

○議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

◇

◎副市長挨拶

○議長（中村芳隆議員） 以上で、平成29年第1回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、副市長から挨拶があります。  
副市長。

〔副市長 片桐計幸登壇〕

○副市長（片桐計幸） 平成29年第1回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、市長が不在でございますので、私からご挨拶を申し上げます。

去る2月24日から本日までの21日間にわたり開催されました第1回市議会定例会も閉会の運びとなりました。この間、市長不在という事態にもかかわらず、議員の皆様方には、執行部の体制に一方ならぬご配慮を賜りましたこと、改めて感謝を申し上げます。

また、平成29年度那須塩原市一般会計予算を初めとする各会計予算、条例の新規制定や一部改正、第2次那須塩原市総合計画を初めとする各計画の策定などの案件のほか、本日の追加案件2件を含め、合わせて73件につきまして、慎重にご審議をいただき、それぞれ原案のとおりご決定を賜りました。誠にありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問、市政一般質問の場におきまして、皆様からご提示いただきましたご意見等につきましては、今後十分に検討をさせていただくとともに、できることから取り組みを進めてまいりたいと思います。

さて、現在、開会中の第193通常国会において、

地方税法等の一部を改正する法律案が審議されておりますが、この法案が3月中に可決、公布された際は、早急に市税等関係条例の一部を改正し、施行する必要があることから、専決処分とさせていただく予定でありますので、議員の皆様にはあらかじめご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成29年度は、那須塩原市として新たなまちづくりに向けた取り組みが本格的に始まる大切な年度でもあり、基本的な市政運営に関しては、本定例会に先立ちお配りをいたしました平成29年度市政運営方針に基づき進めてまいります。

市長には、本日退院されるということであり、一日も早い公務復帰が待たれるところでありますが、開会の挨拶でも申し上げましたとおり、新年度における市長の強く熱い思いを具現化できるよう、職員一丸となって施策の実施に取り組んでまいりたいと思っております。

結びになりますが、議員の皆様方の中には今限りで後進に道を譲り、引退なされる方がいらっしゃいます。これまでの議員活動に対しまして、心から敬意を表しますとともに、大変お疲れさまでございました。皆様から頂戴いたしました数々のご指導、ご助言を深く胸に刻んでまいりたいと思っております。

また、4月に実施されます市議会議員選挙に立候補を予定している皆様方のご健闘を心よりご祈念申し上げまして、平成29年第1回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○議長（中村芳隆議員） 副市長の挨拶が終わりました。

## ◎閉会の宣告

○議長（中村芳隆議員） 閉会に当たりまして、私からご挨拶申し上げます。

去る2月24日から21日間にわたり開催してまいりました平成29年第1回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきまして、議員各位並びに市執行部のご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。皆様方のご協力に対しまして、心から御礼を申し上げます。

本定例会中、市長が病気療養につき不在ではありましたが、副市長を初めとする執行部におかれましては、審議の過程で各議員から出されました意見、要望等を十分にご検討いただき、市政に反映されますよう願うところであります。

市議会といたしましても、私たち議員が市民の皆様から託された任期4年来月末に全うしようとしております。この4年間、議員各位のご協力をいただきながら、議会改革をさらに進展させ、僭越ではございますが、一定の成果をおさめてきたものと考えております。今後もさらに開かれる議会の実現に努めてまいりたいと考えております。

さて、春は、出会いと別れの季節でもあります。この会議にも出席されております和久総務部長、菊地保健福祉部長、君島建設部長、関谷西那須野支所長、印南塩原支所長、邊見上下水道部長、久利生農務畜産課長、そして渡邊議会事務局長を初めとして32名の職員の皆様がこの3月をもって退職されると伺っております。

退職される皆様は、合併前はそれぞれの市や町のために、合併後は那須塩原市の発展と市民福祉の向上のためにご尽力いただき、大変ありがとうございました。そして、長い間本当にお疲れさまでした。また、我々議員に対しても誠実に接していただいたことに、議員を代表いたしまして、心

から感謝を申し上げたいと存じます。

これから第二の人生を歩むに当たりまして、皆様に幸多きことを祈念するとともに、今後も健康に十分留意され、本市のさらなる発展のために、ご指導、ご鞭撻くださいますようお願いをいたしまして、3月に退職を迎える皆様へ贈る言葉といたします。

なお、本定例会が議員にとりましては、任期中、最後の本会議となることと思っております。振り返ればこの4年間には、那須塩原市合併10周年記念式典の開催やリンツ市との姉妹都市締結など、記憶に残る多くの事業に参加をさせていただきました。この間、執行部の皆様とは、時には手を携え協調し、また時には対峙したこともあったと記憶しておりますが、議会は、皆様もご承知のとおり、二元代表制の一翼を担う監視機関であります。全ては市民のため、市政発展を願ってのことで、市長の座右の銘でもあります市民優先を念頭に、議会として真剣に向き合ってきた結果だと、私は考えております。一つ一つのことが走馬灯のように脳裏を駆け抜けていきますが、これもひとえに市民を代表し、市民の負託を受けた議会人であったからできた貴重な経験であったと、議員一同、感じ入っていると思っております。

また、私ごとでございますが、この4年間、皆様のご支援とご協力により、浅学非才の身であることは重々承知しておりますが、議長という重責を担わせていただきましたことに対しましても、この場をおかりしまして御礼を申し上げたいと存じます。

さて、先ほど議場に参集している執行部の皆様で退職される方をご紹介申し上げましたが、議会側でも何人かの議員が本定例会を最後に勇退をされます。議員一同を代表し、一言申し上げたいと思っております。大変お疲れさまでございました。

また、来月16日告示、23日投開票の市議会議員選挙で再選を目指す皆様に申し上げます。市政発展に寄与するために、この議場で再びお会いできることを心よりご祈念を申し上げたいと存じます。

また、市長の一日も早い公務復帰を、議員一同、心から願っていることを、議会を代表して申し上げていきたいと思っております。

以上をもちまして、本定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時53分